

## ○雄武町議会基本条例

### 目次

#### 前文

- 第1章 総則（第1条—第2条）
- 第2章 議会及び議員の活動原則（第3条—第4条）
- 第3章 町民と議会との関係（第5条—第9条）
- 第4章 町長等と議会との関係（第10条—第15条）
- 第5章 議員間の関係（第16条）
- 第6章 議会の運営（第17条—第18条）
- 第7章 議会改革の推進（第19条）
- 第8章 議会の機能強化（第20条～第26条）
- 第9章 議員定数及び議員報酬（第27条—第28条）
- 第10章 見直し手続き（第29条）

#### 附則

雄武町議会基本条例は、町民とともに歩む議会、町民に開かれた議会の実現を目指し、「議会や議員の活動原則」「議員相互の自由な議論」などを条例に盛り込んでいます。また、町民に対する議会報告会の開催や議会からの政策立案及び提案を推進するとともに、請願や陳情の委員会審査の際に提出者の意見陳述の機会を確保するなど、町民の皆さんが議会の審議に参加する機会の確保についても条例化しています。町民から選挙で選ばれた議員により構成される雄武町議会は、二代表制の一方の機関として、町民の意思を町政に的確に反映させ、雄武町としての最良の意思決定を導く責任を負っています。

そのため、議会は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の規定を遵守し、その持てる機能を十分に駆使して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く町民に明らかにしていかなければなりません。

今後、この条例に沿った活動を行っていくことにより、議会の活性化を図り、町政の発展と町民福祉の向上に寄与してまいります。

#### 【解説】

- 二代表制とは、住民が直接選挙で、首長と議員を選ぶ制度。内閣総理大臣を国会議員から指名する「議院内閣制」の国政とは異なります。議会は、首長（雄武町長）と対等の町民を代表する立場であることから、議決機関や監視機関としての役割だけでなく、町民の福祉の向上に資する政策形成を目指し、取り組む必要があります。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、二代表制の一翼を担う雄武町議会（以下「議会」という。）及び雄武町議会議員（以下「議員」という。）の活動原則その他議会に関する基本事項を定め、議会及び議員の活動の充実と活性化を図ることにより、情報公開と町民参画を基本とした公正で民主的な町政の発展と町民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

## 【解説】

○ 地方自治体は、共に町民から選挙で選ばれる首長と議員が、町政を担っています。この条例は、二元代表制の下、議員とその議員で構成する雄武町議会が町民の負託に応え、情報公開と町民参画を基本とした、公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的に、分権と自治の時代に求められる町議会の活性化と充実のための役割等必要な基本的事項を規定しています。

※ 「住民福祉の向上」とは、法で地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることが基本的役割と明記されているように、より広く住民全体の利益、地域における公共の利益の向上のことをいいます。

(条例の位置づけ)

第2条 この条例は議会における最高規範であって、議会は、議会に関する条例、規則等の制定又は改廃を行うに当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

## 【解説】

○ 議会における最高規範であることを規定しています。

○ 議会に関する他の条例、規則等の制定又は改正や廃止を行うときは、この条例の趣旨を尊重し、条例に定める事項との整合を図らなければならないことを規定しています。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、町の最高意思決定機関として次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 町民の多様な意思を把握し、合議による議決を行うこと。
- (2) 議決責任を深く認識し、町民に対する説明責任を果たすこと。
- (3) 町政について町民の意思が反映され、適正な運営がされているか常に監視を行うこと。
- (4) 公正性及び透明性を確保し、町民に開かれた議会を目指すこと。
- (5) 町民参加の機会の拡充を図り、町民の意見が町政に反映できるよう努めること。

## 【解説】

○ 第1条の目的を達成するために、雄武町における最高意思決定機関である議会として活動する上での原則を定めます。

(1) 議会は、多様な考えや思いを持つ町民で町が構成されているということを踏まえ、各々の議員がそれら町民の代表であることを尊重し、会議等での議論を重ねた上で、町としての意思決定を行います。▶ (関連条文) 第12条 (議論の充実)、第15条 (議員間討議)

(2) 議会は、「議決した」という事実に対し、その意義や責任の重さを深く認識し、「雄武町議会だより」等で議決状況等を公表し、議決に至った過程を説明する責任を果たします。

(3) 議会は、情報発信や広報広聴活動の充実を図り、議会が全町民にとって公正かつ、わかりやすい、開かれた議会となることを目指します。▶ (関連条文) 第7条 (情報の発信及び広報活動)

(4) 議会は、町民との意見交換の場を設けるなど、町政への町民参加の機会の拡充を図ります。また、議会への請願や陳情を町民からの政策提案と位置づけるなど、町民の意見が町政に反映できるように努めます。▶ (関連条文) 第9条 (請願及び陳情)

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府であることを自覚し、議論を尽くし、議会としての合意形成に努めること。
- (2) 広く町政の課題を把握し、その解決を図るため、調査及び研究活動を行うこと。
- (3) 自らの表決の態度について、町民に対する説明責任を果たすこと。
- (4) 条例の制定又は改廃など、議案提出権を積極的に行行使すること。
- (5) 議会の構成員として、町民全体の奉仕者及び代表者であることを自覚し、町民全体の福祉の向上を目指して活動すること。
- (6) 議会が合議制の機関であることを認識し、会議において、議員同士が積極的に議論し結論を出す環境作りをすること。

【解説】

- 第1条の目的を達成するために、議員が、町民に選ばれた公職として、また、町の最高意思決定機関である議会を構成する一員として活動する上での原則を定めます。
- (1) 議会は、議員が議論を重ね合意形成に努めることで、多様な民意が反映された決定がなされる場です。それぞれの議員は、町民の代表として、議員間で討議を行うなど、議論を尽くし、議会としての合意形成に努めます。▶ (関連条文) 第12条 (議論の充実)、第15条 (議員間討議)
  - (2) 議員は、常に町民からの意見の聴取や執行部との折衝等を通じて、町政の課題を把握します。また、町政の課題を解消するために必要な調査や研究活動を行います。▶ (関連条文) 第7条 (情報の発信及び広報活動)
  - (3) 議員は、自らの判断が町政に及ぼす影響を深く認識し、自らが下した議案に対する賛否等について、判断の根拠を町民に説明する責任があります。
  - (4) 議員は、常に自らが研鑽を重ねることで、議員としての的確な判断ができるよう資質の向上に努めます。▶ (関連条文) 第22条 (議員研修)
  - (5) 合議機関として、自由な討議を通じ、町民全体の福祉の増進を図らなければならないと規定しています。▶ (関連条文) 第12条 (議論の充実)、第15条 (議員間討議)

第3章 町民と議会との関係

(議会の公開)

第5条 本会議に加え委員会を原則公開とする。

【解説】

- 町民に開かれた議会の基本として、議会活動の可視化を図ります。本会議は法第115条第1項の規定により公開しています。また、常任委員会と特別委員会も原則公開し、全員協議会は会議に諮って公開しています。
- ただし、係争中の事案や、個人の人権やプライバシーに関わる事項等、公開することに支障があるものについては、本会議は法第115条第1項ただし書、常任委員会、特別委員会、及び議会運営委員会は雄武町議会委員会条例に基づき、それぞれ非公開で行う秘密会を開くことができます。本町議会としては、秘密会は最小限度にとどめるべきと考えます。

(議決状況の公表)

第6条 議会は、議案に係る各議員の賛否その他議決の状況について公表する。

【解説】

- 議会は、町民に議会における議論の論点がわかるよう、議決に至った経過や各議員の議案に対する主な論点や賛否の態度を、雄武町議会だより、会議録・委員会記録、ホームページ等で公表します。

(情報の発信及び広報活動)

第7条 議会は、議会だより、ホームページその他情報通信技術の発達を踏まえた多様な手法の活用により、議会活動に関する情報を積極的に発信し、広報活動の充実を図るとともに、説明責任を十分に果たすように努めるものとする。

【解説】

○ 議会は、議会活動が町民により理解されるよう議会の情報を発信します。現在、雄武町議会だよりや議会のホームページで情報を発信したり、本会議・委員会のライブ中継や録画配信も行っていく予定です。今後も新たな媒体を使って積極的に情報を発信します。雄武町議会だよりは町民にとって更に読みやすく、より親しみやすい議会だよりになることを目指し、令和2年度より少しずつリニューアルを施しています。今後もホームページや議会だよりの紙面のさらなる工夫に努め、よりわかりやすく、町民の議会への関心を高められるような広報に取り組んでいきます。

(課題の共有)

第8条 議会は、町民の多様な意見を聴取し、町民と町政の課題を共有するため、次に挙げる事項に留意し、議会報告及び意見交換の場を設けるものとする。

- (1) 実施における目的を明確にした上で、どのように町民意見を受け止め、政策提言につなげていくかという課題を認識すること。
- (2) 町民意見の聴取及び収集については、アンケート調査など多様な手法により行うこと。

2 議会は、法第115条の2に規定する公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用するものとする。

【解説】

○ 町民意見の聴取及び収集並びに地方自治法に規定されている「公聴会」及び「参考人」の制度を活用し、町民の意見や専門的・政策的識見を議会の討論に反映させるよう努めることを規定しています。

※「識見」は法令上使用される例の多い用語ですが、一般的に使用される「見識」と特に異なるものではありません。

【参考】

(公聴会及び参考人の出頭)

第115条の2 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

2 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

(請願及び陳情)

第9条 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置付ける。

2 議会は、請願の審査に当たり、請願者が当該請願の趣旨を説明する機会を確保する。

## 【解説】

- 議会では、町民からの請願や陳情を町政への政策提案として尊重します。
- 請願について、受理した請願は、所管の委員会において審査します。その際、請願を提出された方に自らの意見を委員会の場で述べる機会を確保します。
  - ※ 請願とは、国又は地方公共団体の機関に対して意見や希望を申し出ることをい、憲法第 16 条の規定により国民に保障された請願権に基づきます。地方議会に対する請願は、法第 124 条及び各議会の会議規則（雄武町議会の場合は雄武町議会会議規則第 9 章）に定められており、提出には紹介議員を必要とします。
- 陳情について、受理した陳情書の写しを全議員に配付するとともに、その取扱いを協議します。
  - ※ 陳情とは...請願と同様に意見や希望を申し出ることですが、紹介議員を必要としないという違いがあります。また、請願ほど明確な法律上の規定はありません。

### 第 4 章 町長等と議会との関係

#### （町長等との関係）

第 10 条 議会は、町長その他の執行機関（以下「町長等」という。）との権能の違いを踏まえ、常に緊張ある関係を構築しなければならない。

## 【解説】

- 議決機関である議会は、本町の執行機関である町長や教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会との権能の違いを踏まえて、町長等との共通の目的である町政の発展と町民の福祉の向上のため、常に緊張関係を保ち、お互いに切磋琢磨しながら活動します。
  - ※ 権能とは、その事柄をすることが認められている資格。権利を主張・行使し得る能力をいう。

#### （監視及び評価）

第 11 条 議会は、町長等から政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにし、当該政策が適正に執行されているかを常に監視するとともに、執行後においてもその成果に対する評価を行う。

2 議会は、改善の必要があると認めるときは、町長等に対し、適切な措置又は対応をとるよう求める。

## 【解説】

- 議会は、本会議や委員会での質疑や質問をはじめ、日々の議会活動を通して、町長等が行う行政事務の執行が、公平・公正で適正かつ効率的に行われているかを常に監視し、議案の審議や審査を通してしっかりと評価していきます。その評価をした結果、行政事務の執行に改善や是正の必要があると認められる場合には、予算措置や事務事業の執行にかかる方策の是正、条例の制定や改正や廃止等の対応を求めます。具体的には、議会が町長等の政策提案に対して、「P（計画=plan）D（実行=do）C（評価=check）A（改善=action）サイクル」を意識して審議し、主体的に関わっていくことを明らかにしています。具体的には、計画においては「立案及び執行における論点及び焦点を明らかに」するとともに（P）、議決後においても「当該政策が適正に執行されているかを常に監視」する責任を果たします（D）。さらに、執行後にあたっては、「その成果を評価」し（C）、必要がある場合には「町長等に対し適切な措置を講ずることを求める」（A）こととなります。
  - ※ 質疑とは...本会議及び委員会において、議員が議案の提案者に説明を求め疑問をただすこと。

- ※ 質問とは...本会議において、議員が町政全般にわたり執行機関に対して説明を求め疑問をたずること。雄武町議会では、(1) 議員個人が行う一般質問、(2) 緊急を要するとき等に議会の同意を得て議員が行う緊急質問があります。
- ※ 審議とは...本会議に提出された議案について説明を聞き、質疑し、討論し、表決するといった一連の過程のこと。
- ※ 審査とは...委員会において付託を受けた議案、請願等を議論し、委員会としての結論を出す過程のこと。
- ※ PDCA サイクル (PDCA cycle、plan-do-check-act cycle) は、生産技術における品質管理などの継続的改善手法。Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Act (改善) の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。PDCA サイクルは、主に日本で使われ、Aのみが名詞の Action といわれる。

(議論の充実)

- 第12条 議会は、町長等が提案する政策等について、町長等に対し、その形成過程を明らかにするよう求めることができる。
- 2 議会は、町長等に対し、町長等が提出した議案等について、要点を明確にした資料の提出及び説明を求めることができる。
- 3 議員は、会議及び委員会（以下「会議等」という。）において、論点及び争点を明確にした質疑及び質問（以下「質疑等」という。）を行わなければならない。
- 4 町長等は、質疑等に対して、真摯な答弁を行わなければならない。
- 5 議会は、会議等において、町長等に対し、議員の質疑等の趣旨を確認するための権利を付与する。

【解説】

- 議会は、町長等に対し、議会に提出した議案について、会議等での議論を的確かつ効率よく深めていくことを目的として、第15条に挙げる7つの項目を評価基準とし、要点を明確にした説明や資料の提出を求めます。また、会議等での議論が明瞭となるように、議員が行う質疑や質問は、それぞれの審議項目の論点や争点を明確にして行い、それに対し、町長等は、真摯な答弁を行うこととしています。加えて、議会は、質疑応答をよりわかりやすく、また議論を深められるよう、町長等に対し、議員から受けた質問や質疑について、議長や委員長の許可を得た上で、その趣旨を確認する権利を付与します。

(政策立案等)

- 第13条 議会は、議員からの提案による条例の制定等あらゆる手段を用いて、政策立案等を行う。

【解説】

- 議会は、議員提案による条例の制定、町長等から提出された議案に対する修正、議会としての決議に加え、会議等での質疑や質問を通して政策提案等を行います。

(議決事件の拡大)

- 第14条 法第96条第2項の規定に基づいて議会の議決を必要とするものについては、別に条例で定める。

【解説】

- 法第96条第2項には、同条第1項に基づき議会が議決しなければならない事件以外に、条例で、議会として議決すべき事件を定めることができるとされています。本町議会は、町の最高意思決定機関として責任を果たし、町長その他の執行機関への監

視機能をより一層強化するため、重要な行政計画等を議決すべき事件として必要に応じ追加の検討をしていきます。なお、現在、本条例とは別に「議会の議決に付すべき事件を定める条例（平成17年条例第2号）」において、(1)に雄武町の地域における総合かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想、(2)に前号の基本構想に係る基本計画が規定されています。

※ 議決事件とは...議会の行う議決の対象となる事項、事柄のことをいいます。主なものとして、法第96条第1項には、(1)条例を設け又は改廃すること、(2)予算を定めること、(3)決算を認定すること等、15項目が列挙されています。

※ 事件とは、法令用語としては、「事柄」や「案件」のことを言います。官公庁におけるある種の手続について個別の手続を「事件」と呼び、事件番号を付すなどして管理されることがあります。この場合犯罪を連想させる事件とは意味が異なります。

(政策案に対する説明の要求)

第15条 議会は、町長等が提案する政策等について、町長等に対して次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景と根拠
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討
- (4) 総合計画における根拠、位置付け又は整合性
- (5) 関係ある法令、条例等
- (6) 政策等の実施に関わる財源措置
- (7) 政策等の将来にわたる効果及び費用

【解説】

○ 本条では、前条に定める議会の役割を果たしていくために、議会の審議を充実させるために必要な説明を町長等に求めることを定めています。具体的には、「政策等を必要とする背景と根拠」、「提案に至るまでの経緯」、「他の地方公共団体の類似する政策との比較検討」、「総合計画における根拠、位置付け又は整合性」、「関係ある法令及び条例等」、「政策等の実施に関わる財源措置」、「政策等の将来にわたる効果及び費用」について、説明を求めることを明記しており、これら7つの項目が、議会が議案を審議するうえでの判断基準となります。

## 第5章 議員間の関係

(議員間討議)

第16条 議員は、議案等を審議し、及び審査するに当たり、議員相互の議論を尽くさなければならない。

2 委員会の委員は、所管事務の範囲内で討議事項がある場合は、自由討議により議論することができる。

3 議員は、前項に規定する議論を通じて合意形成を図り、政策立案等を積極的に行わなければならない。

【解説】

○ 議員は、本会議における審議及び委員会における審査をするに当たっては、議員間で議論を尽くし、議会及び委員会としての意思決定につなげます。

○ 議員は、委員会や委員会活動の場において、所管する施策や事業について、議員間で自由に討議を行うことを通して、政策の立案とその推進に積極的に取り組んでいきます。

## 第6章 議会の運営

### (議長)

第17条 議長は、議会を代表し、議場の秩序の保持、議事の整理及び議会事務の統理を行うとともに、公正かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

#### 【解説】

- 議長は、議会開催時のみならず、様々な場面で二元代表制の一翼を担う議会を代表する立場です。議長は、議会活動を補佐する事務局の職員を指揮して、議会の事務を執るとともに、会議開催時には、議場の秩序を保持し、公正な議事の整理、意思決定や議事進行の効率化等、円滑な議会運営を行わなければなりません。

### (委員会)

第18条 委員会の設置は、雄武町議会委員会条例（昭和62年条例第9号）の定めるところによる。

2 委員会は、町政の課題に適切かつ迅速に対応するため、所管事務の調査を実施し、その機能を十分発揮しなければならない。

#### 【解説】

- 各委員会は、所管する施策や事業の専門的な知見を深めるために先進地等への視察研修を実施するとともに、第3章の（課題の共有）第8条にある公聴会の手続きを踏み、町民との意見交換の場を活用するなど、専門組織としての機能を活かして、課題の解決に向けて活動します。

## 第7章 議会改革の推進

### (議会改革の推進)

第19条 議会は、常に町民の意見を把握し、社会情勢の変化に応じた議会運営や議会機能の強化に取り組まなければならない。

2 議会は、前項の取組を継続的に行うため、議長を除く議員で構成する雄武町議会活性化調査特別委員会を設置する。

3 議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例の理念を全議員で共有しなければならない。

#### 【解説】

- 本町議会では、町民の視点を大切にしながら、議会のあり方を常に考え、町民のための議会、開かれた議会、行動する議会を目指し、たゆまぬ改革を続けます。
- 前項の取組みを継続的に行うため、議員（議長はオブザーバーとして参加）が参加する議会活性化調査特別委員会を設置します。議会の改革は、議会が一体となって推進していく必要があることから、同特別委員会での決定に当たっては、全会一致を目指して最大限努力することとしています。
- 本町議会では、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、全議員が本条例の理念やこれまでの議会改革の取組みを共有し、また今後の改革の方針などを議論する場を設けます。

## 第8章 議会の機能強化

### (自由討議)

第20条 各議員は、議案等の審査を行うに当たり、必要に応じて議員相互間の自由討議を行う機会を設けるものとする。

2 委員会は、議案等の審査を行うに当たり、必要に応じて委員相互間の自由討議を行う機会を設けるものとする。

3 委員会の委員長は、委員会において議案等の審査を行うに当たり、委員相互間の自由

討議が積極的に行われるよう議事の整理に努めるものとする。

【解説】

- 第4条で規定された議員の活動原則、つまり議会の構成員として、政策立案及び政策提言並びに審議を通じてその役割を果たすこと、また議会が合議制の機関であることを認識し、積極的に議論を行い、合意形成に努め結論を出す環境づくりが求められています。これらを実現するため、第1項で各議員の、また第2項で各委員会の委員の、議案等の審査の際に必要な応じて自由討議の機会を設けること、第3項で、自由討議を積極的に行うための委員長の議事整理について定めています。

(議会事務局)

第21条 議長は、政策立案機能及び行政への監視と牽制の機能の強化のため、議会事務局の調査及び政策法務機能の充実強化を図るものとする。

- 2 議長は、議会事務局の職員人事に関与し、その任命権を行使する。

【解説】

- 議長は、地方分権の時代に求められる議会の政策立案機能を充実させ、円滑な議会運営を行う必要があるため、議会事務局の調査や政策法務、その他議会運営全般に関わる機能の強化を図らなければなりません。
- 議長は、議会事務局の機能の強化を図るため、その任命権を積極的に行使します。

(議会図書室)

第22条 議会は、議員の調査及び研究に資するため、議会図書室を適正に運営し、その図書及び資料等の充実を図る。

【解説】

- 地方分権が進み、地方議会の機能強化が求められる中で、調査及び研究活動の充実が必須のものとなっており、法第100条第19項に基づき設置される議会図書室の役割も増しています。本町議会のそれは決して議会図書室として十分なものとはいえませんが、今後は議会の中でしっかりと議論ができるように、独自に資料や情報を提供していくなど、政策づくりに活かせる議会図書室の構築を目指します。

(議員研修)

第23条 議会は、議員の政策立案及び政策提言等の能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

- 2 議会は、研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家及び町民等との研修会の開催に努めるものとする。
- 3 議員は、議員研修に積極的に参加し、自らの資質並びに政策立案及び政策提言等の能力の向上に努めるものとする。

【解説】

- 議員の政策立案及び政策提言等の能力の向上を図るために、議員研修を充実強化することを規定しています。
- 前項に定める議員研修では、幅広い分野の専門家や多様な層の町民との研修会を開催することを規定しています。町民の研修会への参加については、別途要領等を作成することとします。
- 議員は、議員研修に積極的に参加し、議員としての資質、政策立案及び政策提言等の能力の向上に努めることを規定しています。

(議会広報)

第24条 議会は、議会活動に係る情報の公開並びに町民意見の聴取及び収集のため、議

員で構成する議会広報特別委員会を設置するものとする。

【解説】

- 議会は、第3章（町民と議会との関係）で規定している情報の発信を行い、町民に対する説明責任を果たすとともに、多様な方法で町民の意見聴取及び収集を行って双方向での情報共有化を目指します。そのために議会広報特別委員会を設置し、議会独自の視点から取り組むことを規定しています。

（予算の確保）

第25条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議決機関としての機能を高めるために必要な予算の確保に努めるものとする。

【解説】

- 議会は、第1条の目的を達成するため、政策立案機能や調査及び研究活動、議会の広報広聴活動等の充実を図るために必要な予算の確保に努めます。

（専門的識見の活用）

第26条 議会は、政策立案機能及び行政への監視と牽制の機能の強化のため、学識経験者等の識見を効率的に活用するよう努めるものとする。

【解説】

- 議会は、政策立案機能並びに議案の審査及び町の事務に関する調査等を通じた監視と牽制の機能の強化のために、学識経験者等（個人、法人、団体等）の専門的事項に関する識見を効率的に活用するよう努めることを規定しています。

## 第9章 議員定数及び議員報酬

（議員定数）

第27条 議員定数は、雄武町議会の議員の定数を定める条例（平成14年条例第36号）で定めるところによる。

2 議員定数の改定に当たっては、町政の現状や課題並びに将来の展望を十分に考慮するとともに、町民等の意見の聴取及び反映に努めるものとする。

【解説】

- 議員定数は、法第91条に条例で定めるとされており、本町議会では、「雄武町議会の議員の定数を定める条例」で定めています。議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点からだけでなく、町政の現状や将来の展望も見すえるとともに、町民の代表として多くの民意を町政に反映させるという議員本来の役割も踏まえて、判断します。

なお、議員定数の条例を改正する方法としては、(1)法第112条第1項に基づき議員が条例改正の議案を提出する方法、(2)法第74条に基づき町民から条例改正の直接請求を行う方法、(3)法第149条第1号に基づき町長から条例改正の議案を提出する方法の三つの方法があります。

（議員報酬）

第28条 議員報酬は、雄武町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和46年条例第3号）で定める。

2 議員提案による議員報酬の改定に当たっては、町政の現状及び課題並びに将来の展望を十分に考慮するとともに、町民等の意見の聴取及び反映に努めるものとする。

## 【解説】

- 議員報酬は、法第 203 条に条例で定めなければならないとされており、本町議会では、「雄武町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例」に具体的に定めています。議員報酬の改定に当たっては、原則、雄武町特別職報酬等審議会条例等の第三者の意見を聴取し、それを尊重することになりますが、議案の審議においては、社会情勢や本町の財政状況を勘案するとともに議員の活動内容や役割、責任等も考慮し、判断します。なお、議員報酬の条例を改正する方法は、第 26 条の議員定数の条例の改正と同様に三つの方法をとることができます。

### 第 10 章 見直し手続き

第 29 条 議会は必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうか検証し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 議会は、前項の検証をしたときは、その内容及び結果を公表する。

## 【解説】

- 議会は、本条例が町民の意見や社会情勢に合致しているのかを検証し、必要と認めれば、議会として本条例の改正や運用の見直し等の措置を講じます。
- 前項により検討された内容及びその結果は、公表することとし、町民への説明責任を果たします。

### 附則

この条例は、公布の日から施行する。